

## 緊急経済対策による注目すべき 中小企業対策税制について

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林光男税理士事務所  
税理士



緊急経済対策による注目すべき中小企業対策税制は下記の通りです。

### 〔質問1〕

平成21年度の税制改正で中小企業者等に関連する改正はどのようなものですか。

### 〔回答〕

平成21年度の税制改正(平成21年3月27日成立)ではさまざまな改正が行われましたが、中小企業者等に関連する注目すべき改正が2点あります。中小企業者等に対する欠損金の繰戻し還付制度が復活したことと、中小企業者等に対する軽減税率の引下げです。

1. それではまず、中小法人等に対する欠損金の繰戻し還付制度の復活について説明しましょう。この制度は、我が国の産業競争力を支えている中小企業が、今回の金融不安や景気後退の影響を受けていることから、その経営を支援するために適用が停止されていた欠損金の繰戻し還付制度を復活することによって、赤字に陥っている中小企業の資金繰りを支えるための措置です。

### <中小法人等の欠損金の繰戻しによる還付制度>

#### (1) 改正前の制度

欠損金の繰戻しによる還付は、法人が青色申告



書である確定申告書を提出する事業年度において欠損金額がある場合には、その事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の前1年以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）の所得の金額のうち占める欠損事業年度の欠損金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求できる仕組みになっています（法法80①）。

【計算式】

$$\text{還付請求が}\frac{\text{還付所得事業年度の法人税額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}\times\frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

（注）

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していることが必要です。
- ② 欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出していることが必要です。
- ③ 還付を受けようとする法人税の額、その計算の基礎その他財務省令で定める一定の事項を記載した還付請求書を提出することが必要です（法法80③、⑤、法規36の4）。

ただし、上記の欠損金の繰戻しによる還付の規定については、一定の特例に該当する場合を除いて、原則として、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金については適用されないこととされています（措法66の13①）。

(2) 改正の内容

欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、不適用対象から次に掲げる法人を除外し、これらの法人の各事業年度において生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとされました（措法66の13①、68の98）。

- ① 普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの

（保険業法に規定する相互会社等を除きます。）

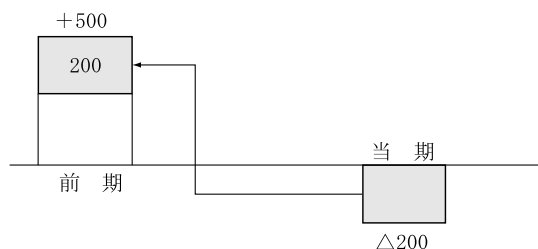
- ② 公益法人等又は協同組合等
  - ③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの
  - ④ 人格のない社団等
- (3) 適用関係

平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用されます（改正法附則47、62）。

【繰戻し還付の仕組み図】

前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで今年度赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税を還付してもらうことができる仕組みです。（財務省資料）

前期の法人税額	当期の還付金額
所得 税率	= 前期法人税額 × $\frac{\text{当期欠損金額}}{\text{前期所得金額}}$
500 × 22% = 110	= 110 × $\frac{200}{500}$ = 44



前年度黒字だった法人が、今年赤字に陥った場合前年度の所得分今年度の欠損金額を繰戻して還付金がいただけます！！



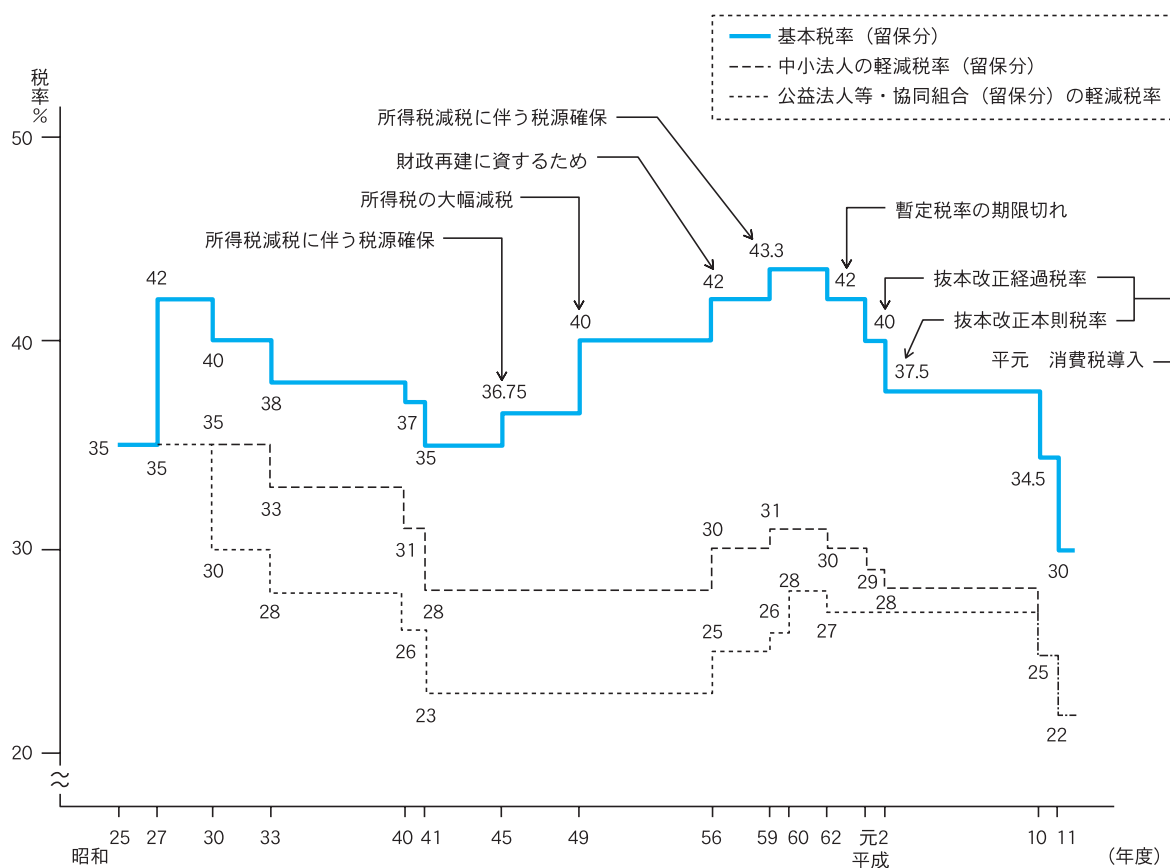
上記のとおり欠損金の繰戻しによる還付制度は、前事業年度「黒字」で法人税を納めている法人が、今事業年度「赤字」になり欠損金が生じた場合、この欠損金を使って、前期納付した法人税のうち、納めすぎた部分に関して還付請求できるものです。適用を受けるには、①還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して「青色申告書である確定申告書」を提出している、②欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出している、③同時に「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を提出していることが要件となります。赤字と黒字を繰り返す財務基盤の弱い中小企業等にとっては頼もしい制度と言えます。

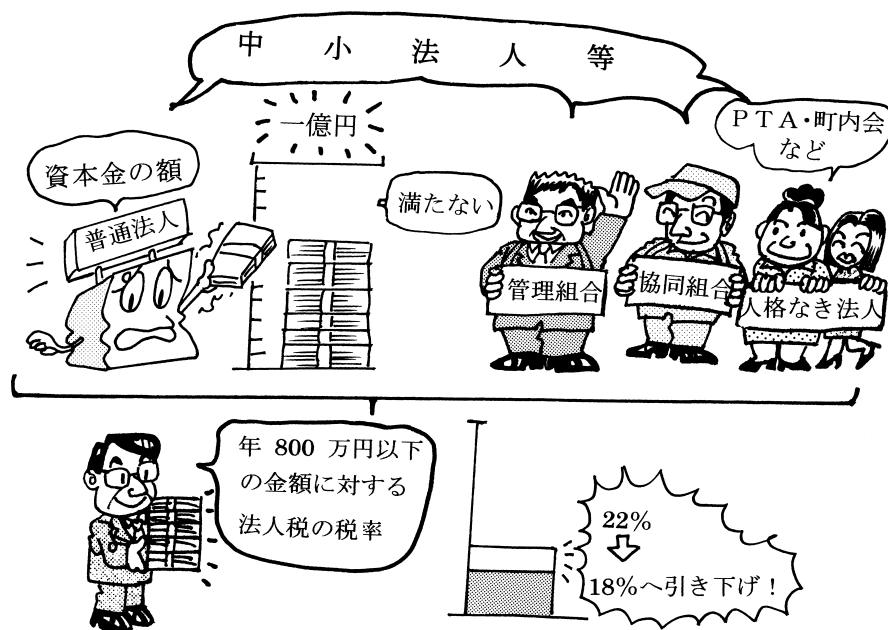
2. つぎに、中小法人等に対する軽減税率の引下げについて説明しましょう。中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち、年

800万円以下の金額に対する法人税の税率が22%から18%に引き下げられました。

(注) 中小法人等とは、次の法人をいいます。

- ① 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除きます。）
  - ② 公益法人等 {法人税法第2条第6号に規定する公益法人等並びに認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人及びマンション建替組合をいいます（措令27の3の2②）}
  - ③ 協同組合等（法人税法第2条第7号に規定する協同組合等をいいます。）
  - ④ 人格のない社団等
- つまり、中小法人等の平成21年4月1日から平





成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が18%に引き下げられます。中小法人等の範囲とは、①普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く）、②公益法人等、③協同組合等、④人格のない社団等をいいます。

法人税率は原則30%ですが、既に中小企業については所得の800万円以下の部分については税率が22%に軽減されていますが、さらに4%分税率を下げることになります。

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度となっており、2年間だけの限定措置となっています。これにともない法人税額を基に計算する法人県府民税・法人市民税も軽減されます。

**【例】** 所得が500万円、法人県府民税・法人市民税が17.3%としますと

《従来》

$$\text{法人税} \cdots 500\text{万円} \times 22\% = 1,100,000\text{円}$$

(さらに法人県府民税・法人市民税は法人税に17.3%を掛けて計算しますので)

法人県府民税・法人市民税……

$$1,100,000\text{円} \times 17.3\% = 190,300\text{円}$$

合計 1,100,000円 + 190,300円

$$= \text{①} 1,290,300\text{円の納税}$$

(均等割は考慮外)

《4月決算法人以降》

$$\text{法人税} \cdots 500\text{万円} \times 18\% = 900,000\text{円}$$

法人県府民税・法人市民税……

$$900,000\text{円} \times 17.3\% = 155,700\text{円}$$

合計 900,000円 + 155,700円

$$= \text{②} 1,055,700\text{円の納税}$$

(均等割は考慮外)

よって ↓

$$\text{①} - \text{②} = 234,600\text{円の減税となります}$$

3. 今回の追加経済対策では、欠損金の繰戻し還付制度の復活と中小企業者等に対する軽減税率の引下げが盛り込まれました。経済危機に直面する財務基盤の弱い中小企業者にとって財務状態を回復するために大きな恩恵となりそうです。